

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する  
規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を  
次のとおり改正する。

平成18年3月24日提出

全国知事会  
会長 麻生 渡

## 全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を 改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

平成18年4月1日から、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」及び「国家公務員退職手当法」の一部を改正する法律の施行に伴い、全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 級構成の再編及び号給構成等の見直し
  - ・全国知事会職員に支給する給料月額を引き下げ等の改正
  - ・現行の級構成を11級制から10級制へ変更する。
  - ・現行の号給を4分割する。
- (2) 昇給制度の改正（第7条）
  - ・職員の昇給は、年1回、毎年1月1日の日前1年間における勤務成績の反映される昇給制度の導入を行うこととする。
  - ・普通昇給と特別昇給を統合し、昇給期間の短縮を廃止した。
- (3) 地域手当（第2条、第14条、第20条、第25条）
  - ・調整手当を廃止し、新たに地域手当を設けることとする。
  - ・地域手当の支給率は、18%とすることとした。ただし、平成18年度は、13%とする。
- (4) 退職手当（第26条～第30条の3）
  - ・退職の理由を普通退職から自己都合退職とするとともに、勤続年数区分をこれまでの3区分を6区分とし、支給率の改定を行い、また、長期勤続の退職者について勤続期間11年以上25年未満とし、勤続年数区分を4区分から3区分とするとともに、支給率の改定を行うこととする。
  - ・退職手当額は、中長期勤続自己都合退職者の支給率を引き上げ、長期勤続者の支給率を縮減し、勤続年数別に段差の少ないゆるやかな構造とする。
  - ・退職手当額の勤続年数に貢献度を勘案するため、調整額を設けることとした。（第30条の2）
- (5) 給料の切替えに伴う経過措置（規則 附則11項）
  - ・給料の切替えに伴い給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額に達しない職員には、その差額を支給することとする。
- (6) 特定職員の給料の抑制（規則 附則8項～10項）
  - ・昨年に引き続き事務総長・次長及び特定職員（7級以上の副部長・部長）の給与の抑制措置を継続することとする。

### 3 施行日

この規則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を改正する規則

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則（昭和四十二年三月一日施行）の一部を次のように改正する。

第二条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第四条の見出しを「（給料表等）」に改める。

第六条第二項中「別表第一及び別表第二」を「人事院規則九十八第十二条別表第六」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第七条第三項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第三項の次に一項を加える。

4 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、規程で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

第四項を第五項とし、次のとおり改正する。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（その職務の級が七級以上の職員にあっては、三号給）とすることを標準として規程で定める基準に従い決定するものとする。

第五項を削り、第六項から第八項を次のとおり改正する。

6 五十五歳（技能職員給料表の適用を受ける職員にあっては五十七歳）を超える職員に  
関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（その職務の級が七級以上の職員

にあつては、三号給」とあるのは、「二号給」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第九条の見出しを「（復職時等における号給の調整）」に改め、同条中「または」を「又は」に、「その者の給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む）」を「昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改める。

第十一条中「別表第三」を「別表第一」に改める。

第十四条の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十一条中「三月一日、」を削る。

第二十二条の二中「三月一日、」を削る。

第二十五条第二項中「、調整手当」を「、地域手当」に改め、同条第三項中「、調整手当」を「、地域手当」に、同条第四項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第三十条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第三十条の二の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第二十七条の見出しを「（自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「次条第一項」を「次条」に、「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条同項第三号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年」を「十六年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第二十七条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「勤続十一年」を「勤続期間十六年」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第二十八条の見出しを「（十一年以上勤続後の退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤続して退職した者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）及び二十年」を「十一年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以

上三十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削る。  
同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

第二十九条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十一年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第一項の次に、項を加える。

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

同条第二項から第三項を削る。

第三十条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額」を「退職手当の基本額が退職日給料月額」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第三十条の次に次の二条を加える。

(退職手当の調整額)

第三十条の二 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（任用等規則第六条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一	第一号区分	七万九千二百円
二	第二号区分	六万二千五百円
三	第三号区分	五万四千五百円
四	第四号区分	五万円
五	第五号区分	四万五千八百五十円
六	第六号区分	四万七千七百円
七	第七号区分	三万三千三百五十円
八	第八号区分	二万五千円
九	第九号区分	二万八百五十円

十 第十号区分 一万六千七百円

十一 第十一号区分 零

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級、組織規則第三条第二項に規定する職、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規程で定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第二十七条第二項に規定する傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

（退職手当の額に係る特例）

第三十条の三 第二十九条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対して退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二十六条の二、第二十九条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十



- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
  - 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
  - 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十
- 2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手  
 の月額の合計額とする。
- 第三十三条中「支給しない。」を「、支給しない。」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 退職手当のうち、第三十条の二の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部  
 分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- 一 第二十七条第一項の規定により計算した退職手当の基本額が零である者及び第二十  
 七条第二項に規定する傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に該当す  
 る者でその勤続期間が九年以下のもの
  - 二 その者の非違により退職した者（前項に掲げる者を除く。）
- 附則9項中「九級」を「七級」に改め、「、調整手当、超過勤務手当、休日給」を「、地  
 域手当」に改める。
- 附則10項中「平成十七年五月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一  
 日から平成十九年三月三十一日」に改める。
- 附則10項の次に次の一項を加える。
- （号給の切替えに伴う経過措置）
- 附則11項 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受

ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表第一の「事務職員給料表初任給基準表」及び別表第二の「技能職員給料表初任給基準表」を削り、「別表第三」を「別表第一」に改める。

(改正事山)

国家公務員の俸給表の級構成及び号俸構成等の改定に伴い、「一般職の職員の給与に関する法律」等の改正が行われ、これを受け「国家公務員等の旅費に関する法律の改正」が行われたことに伴う所要の改正を行うものである。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案

現

行

(給与)

第二条 この規則で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当をいう。

(給料表等)

第四条 略

(初任給)

第六条 略

2 新たに職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じて人事院規則九一八第一一条別表第六に定める初任給基準表に掲げる級及び号給の給料表における金額と同じ額の号給とし、その者に適用しようとする同表の相当額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。但し、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経歴等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、規程の定めるところによりそれより上位の号給とすることができる。

(給与)

第二条 この規則で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当をいう。

(昇格、昇級等)

第四条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は規程に定めるところによる。

(初任給)

第六条 新たに職員となる者の職務の級は、その者の職務の級を給料表の職務の級一級及び二級のいずれかに格付する場合は会長の決定する級、それ以外の職務の級に格付する場合は第四条第三項の規定に基づく基準に定める資格に適合する級とする。

2 新たに職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じて別表第一及び別表第二に定める初任給基準表に掲げる級及び号給の給料表における金額と同じ額の号給とし、その者に適用しようとする同表の相当額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。但し、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経歴等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、規程の定めるところによりそれより上位の給料月額とすることができる。

第七条 略

2 略

3 職員を昇格させ或いは降格（職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更させること。）させた場合の号給の決定並びに給料表の適用を異にする職の異動等があった場合の異動後の級及び号給の決定については規程に定めるところによる。

4 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、規程で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（その職務の級が七級以上の職員にあっては、二号給）とすることを標準として規程で定める基準に従い決定するものとする。

削る

6 五十五歳（技能職員給料表の適用を受ける職員にあっては五十七歳）

（昇格、昇給等）

第七条 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更すること。）させるときは、規程に定める資格基準に従い、その者の資格に応じて、一級上位の職務の級に決定するものとする。

2 職員が上位の職務の級に必要な資格を取得した場合及び生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、前項の規定にかかわらず昇格させることができる。

3 職員を昇格させ或いは降格（職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更させること。）させた場合の給料月額決定並びに給料表の適用を異にする職の異動等があった場合の異動後の級及び給料月額の決定については規程に定めるところによる。

4 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。但し、前項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との均衡上必要と認められるときは、規程の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

5 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給上位の号給に昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

6 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額であ

を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」その職務の級が七級以上の職員にあっては、「三号給」とあるのは、「二号給」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第八条 略

(復職時等における号給の調整)

第九条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至った日以後において、規程の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第十一条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職で別表第一に規定するものについて、その職員の職務の特殊性に基づき、給料月額に同表下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。但し、規程で定める職務に従事しない期間を除く。

る場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。但し、それらの給料月額を受けるに至った時から二十四月（職務の級における給料の幅の最高額を受ける職員のうち規程で定める職員にあっては十八月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職務の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、規程の定めるところにより昇給させることができる。

7 五十五歳（技能職員給料表の適用を受ける職員にあっては五十七歳）を超える職員は、第四項、第五項及び前項但書の規定にかかわらず、昇給しない。但し、勤務成績が特に良好である者は、昇給させることができる。

8 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第八条 第六条及び前条各項に規定するものを除くほか、初任給、昇格及び昇給等の基準に関し必要な事項は規程で定める。

(復職時等における給料月額の調整)

第九条 休職または休暇のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至った日以後において、規程の定めるところにより、その者の給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む）することができる。

第十一条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職で別表第三に規定するものについて、その職員の職務の特殊性に基づき、給料月額に同表下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。但し、規程で定める職務に従事しない期間を除く。

(地域手当)

第十四条 地域手当は職員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、給与法第十一条の三第二項の規定の例による。

(勤務時間・時間当たりの給与額の算出)

第二十条 前三条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十四条の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 略

(期末特別手当)

第二十二條の二 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、若しくは失職し又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていた職員についても同様とする。

2 略

(休職者の給与)

第二十五条 略

(調整手当)

第十四条 調整手当は職員に対して支給する。

2 調整手当の月額は、給与法第十一条の三第二項の規定の例による。

(勤務時間・時間当たりの給与額の算出)

第二十条 前三条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する調整手当の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第二十一条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十四条の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 略

(期末特別手当)

第二十二條の二 期末特別手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、若しくは失職し又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていた職員についても同様とする。

2 略

(休職者の給与)

第二十五条 職員が、全国知事会事務局職員の任用、分限及び懲戒に關す

2 職員が、任用等規則第六條第一項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

3 職員が、任用等規則第六條第一項第三号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

4 職員が、任用等規則第六條第一項第五号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給する。

5 略

## 第二十六條 略

第二十六條の二 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第三十

る規則（以下「任用等規則」という。）第六條第一項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が、任用等規則第六條第一項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

3 職員が、任用等規則第六條第一項第三号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

4 職員が、任用等規則第六條第一項第五号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給する。

5 第二項又は第三項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第二十一條第一項に規定する日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、同条第二項の規定による額の期末手当を支給する。但し、規程で定める職員を除く。

## 第二章 退職手当

### （退職手当の支給）

第二十六條 退職手当は、事務局規則第三條第一項の職員（派遣職員を除く。以下この章において同じ。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第三十条の二の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第二十七条 次条又は第二十九条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百
- 五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十
- 三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

(十一年以上勤続後の退職等の場合の退職手当の基本額)

第二十八条 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違による

(普通退職の場合の退職手当)

第二十七条 次条第一項又は第二十九条第一項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五
- 三 勤続十一年以上十九年以下の者 百分の八十

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第二十八条 二十五年以上勤続して退職した者（次条第一項の規定に該当



ことなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百

2 前項の規定は、一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第二十九条 定数の改廃若しくは予算の減少により過員を生ずることにより退職した者、二十五年以上勤続しその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は業務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十五
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

する者を除く。）及び二十年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五
- 四 三十年以上の期間については、一年につき百分の百二十五

2 前項の場合において、二十五年以上三十年以下の期間勤続して退職した者の退職手当を計算するときは、その者の給料月額に乘ずる割合は、同項各号の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち二十五年未満の期間については、前条第一項各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十七・五とする。

（整理退職等の場合の退職手当）

第二十九条 定数の改廃若しくは予算の減少により過員を生ずることにより退職した者、二十五年以上勤続しその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は業務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十五
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十年以上の期間については、一年につき百分の百五

2| 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

削る

削る

（退職手当の基本額の最高限度額）

第三十条 前三条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってこれらの規定によるその者の退職手当の基本額とする。

（退職手当の調整額）

第三十条の二 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（任用等規則第六条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しな

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十

2| 前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の口におけるその者の給与月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

勤続期間 年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間 一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間 一年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続 三年以上の者 百分の五百四十

3| 前項の給与月額、給料及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当の月額合計額とする。

（退職手当の最高限度額）

第三十条 前三条の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってこれらの規定によるその者の退職手当の額とする。

い期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十日に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 七万九千二百円
- 二 第二号区分 六万二千五百円
- 三 第三号区分 五万四千五百円
- 四 第四号区分 五万円
- 五 第五号区分 四万五千八百五十円
- 六 第六号区分 四万七千七百円
- 七 第七号区分 三万三千三百五十円
- 八 第八号区分 二万五千円
- 九 第九号区分 二万八百五十円
- 十 第十号区分 一万六千七百円
- 十一 第十一号区分 零

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級、組織規則第三条第二項に規定する職、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規程で定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- 二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第二十七条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に

該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

(退職手当の額に係る特例)

第三十条の三 第二十九条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二十六条の二、第二十九条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

### 第三十二条 略

(退職手当の支給制限)

第三十二条 退職手当は、任用等規則第十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員には、支給しない。

2 退職手当のうち、第三十条の二の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第二十七条第一項の規定により計算した退職手当の基本額が零であ

(勤続期間の期間の計算)

第三十二条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間によることとし、その計算について必要な事項は規程の定めるところによる。

(退職手当の支給制限)

第三十二条 退職手当は、任用等規則第十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員には、支給しない。

る者及び第二十七条第一項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの

二 其の者の非違により退職した者（前項に掲げる者を除く。）

附 則

1  
7 略

8 略  
（指定職俸給表を受ける者の給料の額）

9 略  
（その他職員の給料の額）

9 第四条第一項第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、全国知事会事務局の組織等に関する規則第三条第二項の規定に定める部（室）長及び副部（室）長にある者で、その職務の級が七級以上の者に係る給料月額、第四条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた給料月額から当該給料月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、管理職手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

10 前二項の特例は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に限り行うものとする。

附 則  
1  
7 略

8 略  
（指定職俸給表を受ける者の給料の額）

8 第四条第一項第一号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額は、第五条及び全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則施行規程第三条但し書きの規定にかかわらず、これらの規定により定められた俸給月額から当該俸給月額に事務総長にあっては百分の五、事務局次長にあっては百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

9 略  
（その他職員の給料の額）

9 第四条第一項第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、全国知事会事務局の組織等に関する規則第三条第二項の規定に定める部（室）長及び副部（室）長にある者で、その職務の級が九級以上の者に係る給料月額は、第四条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた給料月額から当該給料月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、管理職手当、調整手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

10 前二項の特例は、平成十七年五月一日から平成十八年三月三十一日までの間に限り行うものとする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

削る

削る

別表第一 略

別表第一 事務職員給料表初任給基準表

学 歴 免 許 初 任 給 基 準

大学卒 二級三号給

短大卒 一級六号給

高校卒 一級三号給

別表第二 技能職員給料表初任給基準表

学 歴 免 許 初 任 給 基 準

高校卒 一級七号給

別表第三 略